

和光大学社会経済研究所規程

第1条 研究所は、和光大学社会経済研究所と称する。

第2条 研究所の事務所は、和光大学に置く。

第3条 研究所は、社会科学及びその他の隣接諸科学に関する諸問題を調査研究することを目的とする。

第4条 前条の目的を達成するために、研究所は、次の業務を行う。

- (1) 機関誌『和光経済』その他の発行
- (2) 講演会・研究会等の開催
- (3) その他研究所で適当と認めた業務

第5条 研究所の所員は、和光大学経済経営学部の専任教員ならびに和光大学名誉教授（経済経営学部）とする。

第6条 研究所の業務を遂行するために、次の役員を置く。

- (1) 所長

所長は、経済経営学部長がこれに当たり、研究所を代表して所務を統轄する。任期は、経済経営学部長の在任期間とする。

- (2) 運営委員 4名

運営委員は、研究所の運営に当たる。任期は2年とし、会員の互選による。但し、経済学科長及び経営メディア学科長は、運営委員を兼務する。運営委員の互選により、両学科長以外の運営委員から運営委員長を選出する。

第7条 研究所の基本的運営方針を決定するために年1回学年初めに定期総会を開くほか、必要に応じて臨時総会を開く。

第8条 所員総会は、所長がこれを招集し、その議長となる。

第9条 研究所の経理は、大学の予算による。

第10条 本規程の改正は、所員総会の決議を要する。

2. 前項の決議のための総会は、所員の3分の2以上の出席により成立し、その3分の2以上の賛成によって決定する。

付 則

この規程は昭和41年10月7日から施行する。

この規程は平成4年4月1日から施行する。

この規程は平成16年4月1日から施行する。

この規程は平成20年4月1日から施行する。